

計算書類に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 みなみ

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物一定額法

建物附属設備・構築物並びに器具及び備品一定率法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

社会福祉事業のみのため、事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）は作成していない。

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

江戸川ケアセンター（社会福祉事業）

中央ケアセンター（社会福祉事業）

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	234,955,345	0	0	234,955,345
建物	151,754,299	2,030,400	7,225,971	146,558,728
合計	386,709,644	2,030,400	7,225,971	381,514,073

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

車輛運搬具の減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金114,582円を取り崩した。

6. 担保に供している資産

その他

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	180,083,530	33,524,802	146,558,728
構築物	432,407	212,993	219,414
車輛運搬具	2,880,138	1,980,698	899,440
器具及び備品	10,139,899	7,017,705	3,122,194
ソフトウェア	283,500	283,500	0
合計	193,819,474	43,019,698	150,799,776